

津波警報発表時(教育活動中)の教育活動の取り扱いについて

各種防災マニュアル改訂に先立ち、津波発生時の避難所対応における市内共通の運用ルールを以下のとおり整理しました。津波警報発表時については、以下のように各校における迅速かつ安全な対応の徹底をお願いします。

教育活動中の津波発生時の対応

※津波警報以上の発表時 → 校舎玄関は『自動解錠』される。

区分	緊急避難場所の開設	教育活動の取り扱い	避難指示の対象
津波注意報	開設しない	・通常通り継続する	・なし
津波警報	全市一斉に開設	・一旦中断する。 ・エリアⅠ以外の学校では、状況に応じて再開可能。	・エリアⅠのみ ・勇払小・勇払中の2校
大津波警報	全市一斉に開設	・全市的に教育活動を中断する。 ・児童生徒の避難および安全確保を最優先し、避難場所の準備・支援を行う。	・エリアⅠおよびⅡ ・対象校 計24校

「津波警報発表」時における教育活動の取り扱いについて

児童生徒の教育活動時における津波警報発表の際、避難指示の対象は「エリアⅠ」に限定されるため、本来エリアⅠ以外の35校では、教育活動の継続が可能である。しかし、余震の恐れや避難対象区域外から市民の自主避難も想定されることから、本市では以下のとおり対応する。

- ① 発表時は一旦教育活動を中断する。
- ② エリアⅠ：避難指示対象のため、避難を最優先する。
エリアⅠ以外：児童生徒の安全確保と施設確認を優先し、その後、緊急避難場所の開設支援を行う。安全確保の際は、一時避難のために垂直避難が必要か否かの状況を確認する。
- ③ その後の教育活動の再開については、市から派遣される避難所担当職員と連携（電話の場合もあり）し、校内の運営体制が整った段階で、各学校で状況に応じて判断する。
※教育活動の再開については、各中学校区内で情報共有・調整が必要であるが、児童生徒の状況や学校規模等により対応が統一できない場合もあり得る。
- ④ 下校時において、エリアⅡからⅠへの下校の可否については、危機管理室と指導室が安全性を協議し、別途対象となる学校へ指示する。（＜参考＞津波避難エリアマップ(学校別)を参照）

＜参考＞【避難所の開設について】（苫小牧市 避難所運営マニュアルより）

震度5強以上の地震や、津波・大津波警報が発表されたとき、災害対策本部が避難所の開設を決定し、学校長に連絡のうえ避難所担当職員が開設する。また、夜間・休日の場合は、災害時地域指定職員が避難所を開設し、避難所担当職員に引継ぐ。

- ・避難所：避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害で自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在するための施設
- ・指定避難所：避難所のうち市が指定するもので、市内の小・中・高校及び大学計48施設を指定